議案第７６号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正するものとする。

令和８年１１月２５日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

【提案理由】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙に関係する特別職の報酬額を改正する等、所要の改正を行うもの。

瀬戸内市条例第　号

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

別表中「11,500円」を「12,200円」に、「1回につき　13,500円」を「時間額1,800円」に、「1回につき　11,000円」を「時間額　1,500円」に、「9,000円」を「10,100円」に、「1回につき　11,900円」を「時間額　1,600円」に、「1回につき　9,400円」を「時間額　1,300円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第41号)新旧対照表

現行

（費用弁償）

第2条　略

2　前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、委員会等に出席したときの旅費は、日当のみとする。

別表(第1条、第2条関係)

	報酬	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊手当(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)
略						
消防委員会の委員	日額　6,000円	〃	〃	〃	〃	〃
選挙長	1回につき　11,500円	〃	〃	〃	〃	〃
投票管理者	1回につき　13,500円	〃	〃	〃	〃	〃
開票管理者	1回につき　11,500円	〃	〃	〃	〃	〃

改正後

（費用弁償）

第2条　略

2　前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。

別表(第1条、第2条関係)

	報酬	旅費				
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊手当(1夜につき)	宿泊料(1夜につき)
略						
消防委員会の委員	日額　6,000円	〃	〃	〃	〃	〃
選挙長	1回につき　12,200円	〃	〃	〃	〃	〃
投票管理者	時間額　1,800円	〃	〃	〃	〃	〃
開票管理者	1回につき　12,200円	〃	〃	〃	〃	〃

投票所の投票立会人	1回につき 11,000円	〃	〃	〃	〃	〃	投票所の投票立会人	時間額 1,500円	〃	〃	〃	〃	〃
開票又は選挙立会人	1回につき 9,000円	〃	〃	〃	〃	〃	開票又は選挙立会人	1回につき 10,100円	〃	〃	〃	〃	〃
期日前投票所の投票管理者	1回につき 11,900円	〃	〃	〃	〃	〃	期日前投票所の投票管理者	時間額 1,600円	〃	〃	〃	〃	〃
期日前投票所の投票立会人	1回につき 9,400円	〃	〃	〃	〃	〃	期日前投票所の投票立会人	時間額 1,300円	〃	〃	〃	〃	〃
略							略						